

有事が起きたことには目を背けて過ごしてきた日本

進んで難局に対処できる國に

自衛隊ハ 軍隊ニ ナリタイ

賀谷 真悟 隆自70

1 戰争回避と抑止・即応対処に必要な不可欠な軍隊

いまだに有事に対する現状認識が緩く、平和願望と戦争の悲惨さを語るだけで、反戦平和を国民が望めば平和を維持できると言う学者や評論家がいて、それを主張する政党もある。

本稿は平和の維持に必要な、厳粛で重要な課題の核心からは目を背けている我が国の最近のできごとを中心的に論考したものである。

歴史は過去だけのものではない、現実を見て安全保障、危機管理について、多くの国民に、このことを考えてもらいたい。

一方で立法府においては、自衛隊には暴走するものだという妄想や先入観で自衛隊の行動を縛つておこうとする人たちがいる。そしてこれらの人は達や政党的議員は、憲法は行政を縛るものであると主張する。

では、何が問題なのであるか。それは、國の危機となる問題に直面した。我が國の憲法は国家緊急権を保有していることを明記しておらず、54条で参議院の緊急集会の規定があるだけである。

ある日、ある場所で危機は突然に起こりうる。そしてそれが起ること想定外だったという。それで危機がなくなるわけではない。そのように言えば責任がないことになるのか？

国际問題には外交手段で解決すべきだといつも云う政党的議員達は、外交的に解決できない問題や緊急事態が起きた場合に、ではどうするのかの対案を出さない。対案を出さないで言葉尻や批判に終始し、ネチネチと政府の糾弾を繰り返すのは醜悪で見苦しい。

議員は「検事」ではない。あたかも自分が「検事」にでもなったかのように国会で執拗に、どうでもよいようなことを得意げに追及するが大方の理解は得られない。国会で無駄に時間を浪費することなく、決定的に国家に影響を及ぼすような事項に絞って、対案をもつて議論してもらいたい。

2 事あるごと、行政法で特措法を作らる愚

我が国は大戦後、銃弾が飛び交う紛争には国民は遭遇していないが、自然大災害には見舞われてきた。また武漢を発生源とする疫病に直面し、紛争に限らず、対応が遅れると國の危機となる問題に直面した。

我が國の憲法は国家緊急権を保有していることを明記しておらず、54条で参議院の緊急集会の規定があるだけである。

ある日、ある場所で危機は突然に起こりうる。そしてそれが起ること想定外だったという。それで危機がなくなるわけではない。そのように言えば責任がないことになるのか？

危機には何としても対処しなければならない。平素の準備と即応態勢、そして、起こった時の初動対処がその後を決める事になる。それを担保するのは最終的には、その国の軍隊だ。それに代わるべきには自衛隊であり、軍隊ではない。必要なのは軍隊と明記することだ。非常事態に即応できるように現法制を改止し、更なる防衛体制の整備が必要だ。

また常に人権が公共に優先すると

する法や態勢の整備に関しては怠慢

の漁師さんであろう。当事者ならで

故に指揮官は隸下部隊の隊員の安

全と任務達成の狭間のジレンマが付

きまとう。

の現場感覚だ。漁師にとってみれ

るのは偏った考え方だ。私権は公

共の福祉に適合しなければならず、

分な社会保障が必要だが高額所得者

も実力行使をして守ってくれるも

のと思っている。

は当然だ。緊急事態における私権や

との兼ね合いにより制限されこと

は自由の一一定限度の制限は危機に対処

するためには必要なことは自明であ

る。

現下の状況に対して、日本は世界

の中でも特殊な憲法を護持したまま

に生活困窮者と同じ社会保障をする

のは当然だ。

高額の収益を挙げている企業や個

人には社会福祉や安全保障のため新

たに社会福祉税等を設けて弱者救済

や国民保護等に資する仕組みを作つ

てもよいのではないか。

止力となる防衛力（軍事力）の造成

には強い経済力が必要だ。

その軍事力を担保したうえで初め

て巧みな外交の出番となる。外交に

よつて平和が担保されるわけではな

い。外交は企業で言えば、営業のよ

うなもので、営業がいくら良いこと

を語らうが、優れた製品を作る工場

の技術や生産力がなければ意味はない。

極論すれば優れた製品を作る技

術や生産力があれば営業がいなくて

いい。極論すれば優れた製品を作る技

術といふ受けの良いテーマを選挙の

争点にするが、緊急事態や有事に関

わる自衛隊にとつて、任務は達成した

のは自衛隊だけでよいのか？

しかし任務達成が至上の命題であ

るのは自衛隊だけではない。

国民が選んだ議員は社会保障や福

祉などがあるが、これが「一将なつて万骨枯る」のよう

なことがあつてはならない。

有事をもつて万事の基本としてい

るのを見ると、安心する。東シナ海

で漁をしていると不安なものである

が、日丸や、旭日旗を見ただけで

海保の船や海自の艦艇が航行してい

て外洋の東シナ海で操業中、付近を

していたら「自分たちが沿岸を離れ

て漁をしていると不安なものである

が、日本の船舶に日本人が乗船してお

り、日本の事業者が運航し、日本の

積荷輸送としている条件に合致した

場合に限つて、海上警備行動に

政府は令和元年12月27日の閣議で

海上自衛隊の護衛艦2隻と哨戒機を

中東に派遣すると決定した。これは

自衛隊にとって現在の法基準は列

ものだ。武力攻撃されなければ、そ

れ以前の事態ではまるで警察官の集

団同様の行動しかできないのか？

我が国は、何か事が起きてから泥

縛式に特別措置法を作るがこのよう

なことを続けてきたので、未だに海

外派遣などに伴う根本的問題は解決

されていない。

筆者は昭和63年から平成元年の

活動範囲はオマーン湾、アラビア

海北部、アデン湾の公海とし、ホル

ムズ海峡やペルシャ湾は含まない。

いつか起こる、という考え方によ

うて非常事態に対応できない。

まことに次にくる言葉は、起きな

いだろう、起きるとは思わなかつた、

という否定形である。このような考

えでは非常事態に備えなければならない。

いつか起こる、という考え方によ

うて非常事態に備えた準備

事態、緊急事態対応の制度設計はで

きていらない。

筆者は昭和63年から平成元年の

活動範囲はオマーン湾、アラビア

海北部、アデン湾の公海とし、ホル

ムズ海峡やペルシャ湾は含まない。

いつか起こる、という考え方によ

うて非常事態に備えた準備

事態、緊急事態対応の制度設計はで

きていらない。

筆者は昭和63年から平成元年の

活動範囲はオマーン湾、アラビア

海北部、アデン湾の公海とし、ホル

よつて対応するとしている。

そこで防衛省設置法に云う「調査・研究」とはそもそも何か？ 防衛省設置法は防衛省の所掌する事務を定めた法律である。その第4条18項には、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究をおこなうことが規定されている。これを根拠にしている。

「調査・研究」は防衛大臣が認めればよいので、日本海等での哨戒活動等も「調査・研究」が目的となっている。

平素、自衛隊の運用に関して「調査・研究」は何にでも付けられるマジックテープのようなものだ。この派遣で不測の事態は起きないかもしれない、だが何かを契機に起きるかもしれない。

「調査・研究」から、かりに海上警備行動に移行するとしても、所詮は海上警備行動だ。当該船舶の保護のために該船を扈船させることは可能であるがそれ以上の行動はできない。

日本領空にいたのか？ 我が国は正体不明のこのような物体を撃墜できる法にはなっていない。

気球に攻撃兵器や危険な物質を搭載し衛星通信で気球をコントロールできれば重要なインフラ等の攻撃ができるだろう。単に情報収集が目的だとしても我が国はこのような物体に對して何もできないのか？

正当防衛・緊急避難の警察権で対応するのではなく、武力攻撃以前であつてもこのような事態には自衛権の発動として対応せず、我が国が何もしなければこれからも飛んでくるかもしれない。対象はミサイルだけではない。何か起きてからでは遅い。

(3) 海保は有事にも海上警察機関のままでよいのか？

自衛隊法では有事には防衛大臣が海保を統制できることになつていてが海保の監督官庁である国土交通省は内心、反対している。

海保は有事においても海上警備行動を行なうだけという。海上保安庁法では非軍事組織であるという建前からだ。本音でも防衛大臣の統制下に入り、実態的には海上自衛隊の指揮が安全であろう。中国の海警は海軍の艦艇を活用して平素から活動して

い理由をあれこれと並べる人がいる

が、これは反撃能力を有する攻撃型ミサイルの保有に反対している人たるもの論に似ている。そのようなミサ

イルを持てない理由をあれこれ述べるが不要な理由を述べられる人はいない。

海保は海自との連携や訓練にはあるのは常識だ。

かつて沖縄戦の前年に沖縄県と第32軍は県民の疎開を計画し実行して32軍は県民の疎開を計画し実行していた。沖縄本島から約9万人、八重山諸島から約3万人の人々を疎開させたが、日本郵船の対馬丸で学童を

疎開中に米軍の攻撃で撃沈された。

沖縄県民は當時約49万人いたが四分の一が疎開できただけで疎開計画は、とん挫した。

要は民間船舶であつても攻撃されるところは戦闘が行われていないところというのは実態がよく理解できていない。

相手国は海保が日本の海上警察機関であつても攻撃するだろう。故に即ち、戦闘海域となる。海保の任務が不審船や工作船の取り締まり、テロ対策、海賊対策、密輸対策などの犯罪の取り締まりや領海警備を行うので、有事においても敵から攻撃されないと考えること自体が浮世離れし

活動できるよう根本的に考え方を改め、法の改正をしておかなければならぬのではないか。

4 中国海警法が規定されたことに 対する我が国の対応等

大陸国の中国は我が国の沖縄県の離島をめぐって領有権を主張している。明らかに沖縄本島に対する将来的な布石が推察される。

沖縄本島を中心とする南西諸島は台湾と鹿児島、奄美群島の間にあり、東シナ海を全面的に自国の内海とし、かつ太平洋に自由に進出するため、どうしても手中に收めたいといふ願望に駆られる。

これまで海警の公船は我が国の尖閣諸島の接続水域や領海に入つて日本本の漁船を追いかけたりしたが、今後、拿捕したり、海保の巡視船が制止しようとすれば銃撃される可能性もありうる。

中国は2020年11月4日、国家主権や管轄権が外国の組織、個人に侵害されたときは「武器の使用を含めたあらゆる必要な措置」をとれると規定した海警法を全国人民代表大會で発表した。中央軍事委員会の

命令によつて「防衛作戦などの任務」にあたることを明記したこの海警法に対し我が国の海上保安庁法では対応できない。

海警は日本の海上保安庁に当る組織であったが2018年7月から中央軍事委員会の指揮下に組み入れられた軍事組織となり、人民解放軍の一部隊となつた。当時、海警のトップには東海艦隊の副參謀総長であった海軍少将が就任した。

これは日本の海上保安庁のトップ

に海自の横須賀地方監部幕僚長の海将補が就任したようなものだ。組織は人事と一体となつていて、これは、あたかも日本の海上保安庁が防衛省の組織に組み込まれ、平素から

海上自衛隊と一体となつて活動をすることになつたものと考えればわからりやすいだろう。

それまでの海警は國務院（中央政府）國土資源部（日本の国土交通省）の一組織で、國務院公安部（日本の警察庁）が指導する海の警察組織であつた。

(1) 今般の中国海警法の要点として、「管轄海域でパトロールや警備を展開し重要な島・岩礁を見張

り、国家主権と海洋權益を脅かす行為を制止、排除する」

(2) 海保は今のような法体制のもとでいつまで中国海警に対応できるか？

海上保安庁法では軍隊の機能はなすことになつており、海警との権限の格差がさらに拡がる。

ちなみに米国沿岸警備隊等、海上法執行機関は有事に軍隊の機能を発動できる組織であり、国際的にはそのような権限を有する国が一般的だ。

現在の海保は海の犯罪に対する警察組織であるから、武器使用は正当化されない。

海上保安庁法では軍艦や公船はその防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

ことは当然であると考えている。

(2) 海保は今のような法体制のもとでいつまで中国海警に対応できるか？

海上保安庁法では軍隊の機能はなすことになつており、海警との権限の格差がさらに拡がる。

ちなみに米国沿岸警備隊等、海上法執行機関は有事に軍隊の機能を発動できる組織であり、国際的にはそのような権限を有する国が一般的だ。

現在の海保は海の犯罪に対する警

察組織であるから、武器使用は正

當できる組織であり、国際的にはそ

ののような権限を有する国が一般的だ。

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

海上保安庁法では軍艦や公船はその

防衛緊急避難の場合である。また

動するよう改める必要があろう。

一方で中国は尖閣を支配下に置くことができれば、領海12海里、接続水域24海里、排他的経済水域200海里が手に入る。そうすれば尖閣から約170キロドルの石垣島や宮古島は勿論のこと、約400キロメートルの沖縄本島を目前にして、自由に更に積極的な活動をとることが可能となる。東シナ海は文字通り、中国の内海となり、日本は防衛の間合いを詰められることになる。

海自は現在、周辺海域で「調査・研究」という名目のパトロールを続けているが、かような事態になつたら、海警などに対しどのような対応措置をとるのか? (とれるのか?) を政府はあらかじめ海保や海自に示しておくる必要がある。

海上安全の基本のみならず国防の根幹が問われている。

5 米国から見た日米安保第5条適用の意味

米国大統領は尖閣諸島に日米安保第5条が適用されると言っているがそれで日本が安堵するのは適切ではない。

★第1に、尖閣諸島に限らず、日本

安保の第5条適用は米国が日本防衛の義務を認めたものではなく、あくまでそれぞれの国の憲法に従つて共同対処するというものである。セキュリティ・コミットメントと書いてある。

つまり安全に対する関与という意味であり、日本が期待するような米国の日本防衛義務とは違つのではないいか?

日本政府もマスコミも米国は日本安保第5条適用によつて日本を守る

ことが「義務」であるかのように伝えるのはよろしくない。

★第2に、尖閣諸島が仮に中国に

よつて、いかなる形であれ不法占拠された場合、日本独自でこれを奪還

するため戦い、独立で実行動をしなければ米国が自動的に助けに来てくれるわけではない。

★第3に、軍の指揮権は大統領にあるが、参戦権、即ち動員権は議会にある。不測の事態に対し米国が自動的に参戦するものではない。

國の組織には警察をはじめ様々な組織があるがこれらは国内法の執行を行つものだ。自衛官は個人ではなく部隊として行動する。自衛隊は戦時国際法を遵守し、命じられた任務を完遂するため、その命令に全面的に服する。

★第4に、日本の施政下にあれば適用されるが、他の国が実効支配してしまえば第5条の適用外となる。たとえば、中国は約30万人の海上民兵を即行動させることできる。更に多

くの海上民兵を動員することが可能な状態での軍事衝突、偶発的武力衝突であつても、あらゆる軍事組織の工作をした場合、これを日本はまでそれぞの国の憲法に従つて共同対処するというものである。セキュリティ・コミットメントと書いてある。

つまり安全に対する関与という意味であり、日本が期待するような米国の日本防衛義務とは違つのではないのか?

我が国が具体的に自國の施政下に

あるという既成事実を作らず、日本人が上陸することさえ認めない日本

政府は調査や何らかの施設等の構築など、尖閣が自國の施政下にあると

いう明確な行動をしていない。

これでは施政下にあると中国にも米国にも主張できない。米国が助けに来てくれる、守ってくれるという

考え方をやめるべきだ。

6 平和安全法制はこれでよいか?

自衛官は警察官や海上保安官等のような国内法の執行者ではない。

(1) 平和安全法制の枠組み

我が国は平和安全法制は次のよう

に活動する他国を支援するものであるが後方支援に限定している。

・ 平和安全法制整備法

国際平和のため活動する軍隊を支援するものであるが後方支援に限定している。

・ 平和安全法制整備法

我が国が関する安全保障のためのもので次の法律からなつていて

・ 武力攻撃事態法

・ 重要影響事態法

・ 米軍等行動関連措置法

・ 特定公共施設利用法

行動は台湾有事にどうなるのか? 台湾有事に有効に対応できるか? 現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので返しを怖れる外務省は話し合いで解決できるのか?

例えば平和安全法制による自衛隊の

行動は台湾有事にどうなるのか? 衝突であつても、あらゆる軍事組織に平素から適用されるものだ。

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので

人の避難、先島諸島にいる約11万人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか?

行動は台湾有事にどうなるのか? 台湾有事に有効に対応できるか?

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので

人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか?

行動は台湾有事にどうなるのか? 台湾有事に有効に対応できるか?

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので

人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか?

行動は台湾有事にどうなるのか? 台湾有事に有効に対応できるか?

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので

人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか?

行動は台湾有事にどうなるのか? 台湾有事に有効に対応できるか?

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので

人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか?

上記の「平和安全法制」はたとえば「グレーボーン事態」から「重要影響事態」へ、あるいは「存立危機事態」に至り、最後に「武力攻撃事態」となつて我が国が個別の自衛権によつて武力行使をするという概念から成り立つてゐる。

「グレーボーン事態」とは平和でもないが有事でもない事態「重要影響事態」とは放置しておけば我が国への武力攻撃にいたる事態

「存立危機事態」とは他国が武力攻撃を受け、我が國の存立や国民の生命・自由などが根底から覆る明白な危険がある事態

「武力攻撃事態」とは我が國への武力攻撃があつた事態

これらは官僚や政治家等が頭の中で考えた法理だ。現実の事態はこのように段階的に進むものとは限らないし、そもそも「グレーボーン事態」がグレーボーンであつて、明確な切れ目があるわけではない。

「重要影響事態」や「存立危機事態」に関しても、どこからがその事態なのか判然としない。

「グレーボーン事態」は平時でも

ないが有事でもない、だからといつて、たとえば尖閣諸島をある集団が占拠した場合、海自に海上警備行動を発令してこれを排除できるか?

「重要影響事態」は朝鮮半島有事

で、たとえば尖閣諸島をある集団が占拠した場合、海自に海上警備行動を発令してこれを排除できるか?

「存立危機事態」はホルムズ海峡

が機雷で封鎖された場合や朝鮮半島

有事に集団的自衛権によつて機雷掃

海や米海軍艦艇の防護を行つるものだ

との説明である。

(2) 武力攻撃の抑止と対処に必要な法体系

我が国は武力攻撃を受けない限り、武力を自ら行使する自衛権の発動はできないことになつてゐる。

武力攻撃を受けても我が国が防御行使をしないことはありえないが、そのような事態に至る前に実力を行使できる法と体制こそが事態を未然に防ぎ、相手が武力行使をできない抑止力となるのではないか。

「グレーボーン事態」であつても初動を制すことは必要だ。このこと

にはこののような事態に適合して、現場が憂いなく活動できることを保障する共通的基本的な法がないことであり、そのための体制が適正ではないことである。

前記のような法制の行政法である自衛隊法ではなく、国防法(防衛法)としなければならない。法に共通的事項を含めて、権限と義務を規定しておけばよいのではないか、特別な法を国会でその都度、審議して作る必要がなくなるだろう。

7 問題の本質、その根底にあること

海外派遣部隊の自衛官が任務遂行中にいわゆる業務上過失致死事件を起こせばどうなるか? 我が国の刑法

法上は日本の法が及ばない外地で殺人や傷害を行つた場合でも处罚できる。しかし誤って死亡させた場合には業務上過失致死は法の定めがない。わが国の法には、このように法の定めがないものもある。

(1) 日本国憲法はそもそも自衛隊と云う組織がない時のもの

日本国憲法を根底にすれば、のち

の自衛隊という組織は軍隊ではなく

行政組織の一つに過ぎず、軍隊とい

う法律上の概念はない。だから、憲

法第9条の1項2項がある限り、自衛隊を憲法に明記しても問題は続出していく。根本からの改正が必要な理由だ。

ところで北朝鮮のミサイル発射事

案は我が国にとって、色々な分析や教訓があつたにもかかわらず、長い間、危機管理は何も変わらなかつた。

その事実は専守防衛の誤謬によつて、弾道ミサイル防衛(BMD)よ

りもまず先に攻撃ミサイルシステム

の構築の必要性があるにも関わらず、始めからそれを除外し、BMD

の整備に多大の予算をつぎ込んだ。

しかも北朝鮮のミサイル発射事案

がなければ、また何年も議論さえ無

かつた。中距離ミサイルの研究の必

要性も取り上げられなかつた。

かつて統合幕僚会議議長であつた栗栖陸将が「敵の奇襲攻撃を受けた場合、首相の命令が出るまで手をこ

まねいているわけにはいかない、第一線の部隊指揮官が超法規的に行動に出ることはあり得る」と発言した

ことを思い起こす。

この超法規的発言がシビリアンコ

ントロールを覆すものだと言つて当

時の金丸信防衛大臣が栗栖統合幕僚

会議議長の職を解任した。1978

年7月の事だ。

その後、これまでの間に、有事関連法案や2015年には野党の反対を押し切って平和安全保障関連法が成立したがこれらの法は自衛隊の立場に立つてみれば、これで事態に対処せよといわれても参考にならない。

としてや現場で動く指揮官や隊員には役に立たない。そもそもが、自衛隊は軍隊ではないといわれ続けたまま、今日に至っているので、一般行政事務と似た法となっている。防衛の法が一般行政事務に似た法のままで有事に即応できるのか。

栗栖統幕議長が発言した超法規行動発言の意味は深く、行政府だけでなく、立法府も重く受け止めねばならない事項であった。にも拘らず、問題意識さえなく大臣資質さえも疑問視せざるを得ないような大臣によつて罷免された。

その後、自衛隊が超法規的行動をとらなくても即有効に対応できる法体系になつたか。

(2) 國際的に規定されていること
★ 軍事目標以外への攻撃はできない
★ 降伏者、負傷者、民間人への攻撃禁止

★ 休戦の旗を掲げて戦闘はできない
★ 遺難信号を不正に発信はできない
★ 赤十字旗掲げて軍事活動はできな

い

★ 無差別な破壊や殺戮はできない

★ 捕虜の虐待は禁止

★ 対人地雷の使用制限

★ 生物化学兵器使用の禁止

★ 原子力発電所への攻撃破壊等

である。

これらはしてはならない事項であり、それ以外は可能ということでもある。国際的な常識はそうである。

シビリアンコントロールが原則の民主主義国家日本は、いつになつたらこのような国際常識で自衛隊が行動できるようになるのか。

8 民主主義国家の統治者と軍隊

者が必要となるのではないか。

それ故に、国民があらかじめ選挙に善政を行つ統治者がいたとしたら、國民はそれが誰であつても何の不服もなく従うであろう。しかし人間は神ではない、しばしば間違ひを犯すし、時として権力に安住して不作為や私欲や偏見によつて政策を誤る。

現在の人間世界において、民主主義制度が政治の最上の方法ではなにしても民主主義制度に代るようないい制度がないので、多くの国家で民主主義制度が採用されている。

民主主義国家日本は有事に必須の軍隊の保有を未だにしていない。

それは政治が時として意外なことや突發的な危機が生起した場合に、それに対して統治者が臨機応変に決断し対処しなければならないからではないか。

つまり、単に法に従つて措置をしていたのではなく、難題や危機が迫り来た場合に國民が選挙した人に委ねるためだ。

法は總てを想定し作られているわけではないが、統治者（政府）が法にないことはしない、できないと言つたら誰がその国難や危機に対し

て適切な決断をするのか？
超法規的に決断し、指示する統治者が必要となるのではないか。

それで大數の支持を得た黨の代表者が統治者として必要な措置を決断し、その責務を全うするためである。

もし法に従つていればよいのであれば、官僚に統治をさせねば良い。

官僚は優秀である、少なくとも選挙で選ばれた議員よりは全般的に優秀であろう。しかし官僚は法にないことは実行できない、法の範囲内での執行をするのが役目だからである。

イツモ難癖ヲツケル國ニハ

雨ニモマケズ、風ニモマケズ
夏ノ暑サニモ 冬ノ流行リ病ニモマ
ケヌ
丈夫ナ体ヲ持チ 欲ハナク 決シテ
怒ラズ イツモ静カニ笑ツテイル
一日ニ、麦入り飯三合ト一汁二菜ヲ
食ベ
アラユル事ヲ 自分ヲ勘定ニ入レズ
ヨク見聞キシ 分カリ ソシテ忘レ
ズ

東ニ大津波アレバ 行ツテ救援シ
西ニ豪水害アレバ 行ツテ救出シ
南ニ侵攻スル國アレバ 息ガキレル
マデ鬪イ
北ニ領土ヲ占拠シタ國ニハ 元ニ戻
スマデ許サズ

イツモ難癖ヲツケル國ニハ
ツマラナイコトハヤメ口ト言イ
權勢ニ阿ラズ 強國ニ怯マズ
アダ 大國ノ言イナリニハナラズ
侮ラレルコトハナク 苦ニハサレズ
ソウイウ軍隊ニ
自衛隊ハ
ナリタイ